

## 調査書の作成について

調査書は、中学部（中学校）における生徒指導要録等に基づいて記入されるものであるから、個人的な主観にとらわれたり、特別な作為を加えたりすることのないよう厳正公平を期さなければならない。各欄の記入に当たっては、下記の事項を厳守し、令和7年1月末日現在で作成すること。

- (1) 調査書の作成にあたっては、下記の「調査書記入上の注意」に従って行う。
- (2) 様式4-1において、1の記載が困難な場合は、様式4-2により記載し、併せて提出することができる。
- (3) 文章での記入については、3年間の記録からの転記、または一部抜粋とし、簡潔に記入すること。
- (4) 専攻科の調査書（様式5）については、下記「調査書記入上の注意」に準じて記入する。

### 「調査書記入上の注意」

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
1 各教科の学習の記録	(1) 第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録の評定を転記する。 (2) 第3学年の欄は、生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。 (3) 様式4-2については、第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録から、第3学年の欄は、生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。	※ 生徒指導要録に記入すべき記録を、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現の状況を評価して記入する。 ※ 履修した教育課程に基づいて記入する。 ※ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、技術・家庭を職業・家庭に替えて記入することができる。 ※ 様式5については、「①各教科の学習の記録」の教科の欄に、履修した教科を記入する。
2 総合的な学習の時間の記録	3年間の記録（第1学年及び第2学年は生徒指導要録の記録、第3学年は生徒指導要録に記入すべき記録）の中から、生徒の学習状況や成果等の評価を文章で記入する。	※ 記入内容は、生徒の学習状況の顕著な事項やどのような力が身に付いたかなどとする。
3 特別活動の記録	(1) 第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録から転記する。 (2) 第3学年の欄は、生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。	※ 様式5「③特別活動の記録」については、3年間の記録の中から、文章で記入する。
4 特別活動に関する事実及び所見	3年間の記録（第1学年及び第2学年は生徒指導要録の記録、第3学年は生徒指導要録に記入すべき記録）の中から、文章で記入する。	
5 自立活動の記録	3年間の記録（第1学年及び第2学年は生徒指導要録の記録、第3学年は生徒指導要録に記入すべき記録）の中から、生徒の学習状況や成果等の評価を文章で記入する。	
6 欠席日数	第3学年の令和7年1月末日現在で記入する。	※ 該当する日数がない場合には、空白とせず0と記入する。 ※ 不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の出欠の取り扱いについてや、不登校生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を

<p>7 総合所見</p>	<p>(1) 第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録の評価の主なものを転記する。</p> <p>(2) 第3学年の欄は、生徒指導要録に記入すべき記録の主なものを記入する。</p>	<p>行った場合の出欠の取り扱いについては、令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を参照すること。</p>
<p>8 障害に関する情報</p>	<p>生徒指導要録、生徒健康診断票の記載事項の中から、必要な情報を転記する。</p>	<p>※ 「併せ有する障害」という場合の障害とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、自閉症、情緒障害、その他とする。</p>
<p>9 その他の事項</p>	<p>(1) 生徒指導要録の指導上参考となる諸事項及び各項目に記載されていない生徒の顕著な特性など、記載すべき事項があれば具体的に記入する。</p> <p>(2) 欠席日数が第3学年に10日以上ある時には、主な理由を記入する。</p> <p>(3) 過年度卒業生については、中学校卒業後の職歴又は学歴などを記入する。</p>	